

気をつけて！ こんなトラブル増えています

架空請求（不当請求）



「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービス



業者に不信感を抱いたり、「おかしいな?」と思ったら、
すぐに消費生活センターへ相談を!

- 「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。こうした勧誘を受けてもすぐには契約せず、複数の業者から見積もりを取り、加入している保険会社に相談をしましょう。
- 有名企業や携帯会社、公的機関を騙った架空請求の相談が寄せられています。身に覚えのない請求メールが来たら、まずは無視してください。

*4 コマ漫画：埼玉県「高齢者を守るお助けかわらばん」より

令和2年度消費生活相談状況（契約当事者）

年代別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	合計
人数	6人	28人	30人	42人	73人	45人	78人	28人	11人	341人
比率	2%	8%	9%	12%	22%	13%	23%	8%	3%	100%

令和2年度消費生活相談内訳(ベスト5)

- 第1位 通信販売 57件 定期購入・通信販売などのトラブル
- 第2位 通信関係 45件 携帯電話・プロバイダ・光通信の契約 など
- 第3位 債務 41件 借金・多重債務 など
- 第4位 訪問販売 25件 訪問販売によるリフォームや点検商法 など
- 第5位 架空請求 19件 身に覚えのない請求・無料のはずが費用請求 など

急増中!!



『新しい生活様式』を实践！インターネット通販を利用してみたら...

『新しい生活様式』の实践のため、初めてインターネット通販を利用したが、2週間たっても商品が届かない、「格安で販売されていた有名ブランドの時計を申し込んだら、写真と異なる偽物が届いた」、「ダイエット青汁を定期購入とは認識せず申し込み、解約しようとしたら高額な料金を請求された」などのインターネット通販に関する相談が、全国の消費者センター等で増えています。

ひとこと助言・・・購入前に必ず『確認』を!!!

「間違えて買ってしまってもクーリング・オフ制度がある」と思っている方は少なくないでしょう。しかし、通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。通信販売を利用する際は、必ず返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しましょう。また、「お試し」や「初回は割引」などの文言を強調し、定期購入である旨は目立たないところに書いてある悪質な通販サイトもあります。注文前に定期購入の契約になっていないか確認しましょう。お金や個人情報の詐取等を目的とした詐欺的な通販サイトもあります。少しでも怪しいと思ったら利用しないことも大切です。

少しでも「おかしいな?」と思ったら、
すぐに消費者ホットライン188や警察(#9110)に相談を

悪質商法の被害に遭わないための10か条 ～甘い言葉にだまされないための心がまえ～

1. 身分と用件をしっかりと確認

◎ 悪質な業者は身分を偽ったり、販売目的であることを隠したりします。「たまたま通りかかった」だけで、家の不具合が見抜けるでしょうか。用件はしつこく聞きましょう。

2. 家の中に入り込ませない

◎ 内部を見て不安をあおり、不要な契約をもちかけられる場合があります。外に出ず、インターホンで対応しましょう。

3. うますぎる話には乗らない

◎ うますぎる話ほど要注意！

4. 財産の話は他人にしない

◎ 悪質な業者は大切な財産を狙っています。

5. 毅然とした態度で断る

◎ 断るとき→「いいません」とはっきり言って断りましょう。

6. しつこい相手には、110番

7. 一人で悩まないで、第三者に相談

◎ 家族や友人、消費生活センターに相談しましょう。

8. サインは契約書をよく読んでから

◎ 話と契約書に書いてある内容が違っていることがあります。
◎ 通信販売の場合は、利用規約をよく読みましょう。

9. 契約してもお金の支払いはあと払いに

◎ 「後で解約すればいい」と思っても、解約できなくなることがあります。その場で契約・支払いは避けましょう。

10. 知識を身につける

◎ 相手はだましのプロ。出前講座を受け、油断せず賢い消費者としての知識を身につけましょう。



不本意な契約をしてしまった…

契約を取り消したい…

まずは、クーリング・オフ！

クーリング・オフとは、訪問販売などで購入した場合、一定期間以内（書面受領日を含めて8日間）であれば無条件で解約できる制度です。

*（注）クーリング・オフ期間は、取引内容によって異なる場合があります。

*（注）通信販売はクーリング・オフできません。

はがきの書き方

裏

クーリング・オフ通知書
契約年月日 令和〇〇年〇月〇〇日
商品名 □□□□□
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 □□株式会社〇〇支店
住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
担当者〇〇様
上記の契約を解除します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
住所 蓮田市〇〇丁目〇番〇〇号
氏名 〇〇〇〇〇

表

□□□□ □□□□ □□□□
〇〇市〇〇町〇〇番地
□□株式会社〇〇支店
代表者 △△△△様

注意点 ① はがきの両面をコピーして保管 ②簡易書留郵便で出す
③ 8日目の消印有効 ④ クレジット契約を結んでいるときは、販売会社とクレジット会社にはがきを出す



困った時は…

・ 蓮田市消費生活センター（市役所 商工課内）

相談日… 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日（消費生活相談）

火曜日（多重債務相談）午前10時～正午、午後1時～3時半

Tel 768-3111 内線248（消費者ホットライン：188）

岩槻警察署生活安全課 電話 757-0110（#9110）